

Antitrust/Competition Newsletter

2025 年 7 月号(Vol.25)

生成 AI に関する実態調査報告書 Ver1.0 の公表及び オーストラリアにおける新たな企業結合規制について

執筆者: [藤田 知也](#)、[柿元 将希](#)、[富永 裕貴](#)、[相川 勇太](#)、[志村 真人](#)、[小林 晴佳](#)

I. 生成 AI に関する実態調査報告書 ver.1.0 の公表

II. オーストラリアの新たな企業結合規制について

I. 生成 AI に関する実態調査報告書 ver.1.0 の公表

(柿元、相川、志村)

1. 報告書の位置づけ

近年、急速な発展を遂げている生成 AI に対して、競争政策上の論点が指摘されていることを踏まえ、公正取引委員会は、我が国の生成 AI 関連市場における公正かつ自由な競争環境の維持に活かすため、生成 AI 関連市場の実態を把握するための調査を開始することとし、2024 年 10 月、関係各方面から広く情報・意見を募集する目的で、ディスカッションペーパー「生成 AI を巡る競争」¹(以下「生成 AI 競争 DP」といいます。)を公表しました。

その後、生成 AI 競争 DP での募集により得られた国内外のモデル開発事業者を含む様々な方面からの情報等の分析に並行して、公正取引委員会では、国内外の事業者や有識者、関係省庁、海外当局等にヒアリングを行い情報等を更に収集しており、これらの情報等に基づき、生成 AI 競争 DP をアップデートする形で取りまとめられたのが「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.1.0」(以下「本報告書」といいます。)です²。

なお、公正取引委員会は、生成 AI 関連市場に関する実態調査を継続しており、本報告書に関しても情報のアップデートや追加が行われる予定です。

本報告書は、生成 AI 関連市場の市場構造(本報告書第 2)と、生成 AI を巡る独占禁止法・競争政策上の論点(本

¹ [\(令和 6 年 10 月 2 日\)「生成 AI を巡る競争」に関する情報・意見の募集について | 公正取引委員会](#)

² [\(令和 7 年 6 月 6 日\)生成 AI に関する実態調査報告書 ver.1.0 について | 公正取引委員会](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

報告書第 3)という大きく 2 つのパートに分かれています。以下では、この構成に沿って、本報告書の概要を説明します。

2. 生成 AI 関連市場の市場構造

(1)概要

本報告書において、生成 AI とは、膨大なデータをもとにパターンや関係を学習したモデルを使って、新しいコンテンツを生成できる AI(Artificial Intelligence)を意味するとされています。生成 AI は、事前学習を行った基盤モデル³に、特定のタスクや分野に最適化するためのファインチューニング⁴を行ったモデルを用いるなどして開発され、当該モデルを使用して文章、動画、静止画、音声等を生成する機能が搭載されたアプリケーション及びサービス(以下「生成 AI プロダクト」といいます。)が提供されています。

生成 AI 関連市場の市場構造は、複数の階層からなるレイヤー構造となっている点に特徴があります。生成 AI 競争 DP 及び本報告書は、生成 AI 関連市場を、インフラストラクチャーレイヤー、モデルレイヤー、アプリケーションレイヤーの 3 つのレイヤーに分けて、下図⁵のとおり整理しています。

(2)インフラストラクチャーレイヤー



³ 「生成 AI を支えるコア技術であり、個別のモデルを生み出す土台となるもの。基盤モデルは大量のデータを使った事前学習により作成され、基盤モデルに対してファインチューニングを行うことで特定のタスクや分野に最適化することができる。」(本報告書 3 頁)

⁴ 「事前学習済みモデルに対して、特定のタスクや分野に最適化するために行う追加トレーニング。特定のビジネス領域や用途に特化させることで、モデルの性能を更に向上させる。」(本報告書 3 頁)

⁵ 本報告書 6 頁、生成 AI 競争 DP4 頁

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

本報告書において、インフラストラクチャーレイヤーは、生成 AI を支える市場として位置づけられており、主たる要素として、計算資源(GPU 等)、データ及び専門人材の 3 分野が挙げられます。

ア 計算資源

計算資源とは、生成 AI モデルの開発や利用に必要となるコンピューティングリソースのことです。生成 AI モデルの汎用性を大幅に向上させるには、高性能な半導体チップを用いた開発が不可欠です。様々な種類の半導体チップの中で、GPU(Graphics Processing Unit)は、生成 AI モデルの開発における学習時間を大幅に短縮することができるため、同モデルの開発に適しているといわれています⁶。

生成 AI 競争 DP では、GPU 市場においては NVIDIA がグローバル市場シェアの約 80%を占めており⁷、その理由として、①性能が高い(計算が速い)こと、②GPU を効率的に利用するための仕組みが提供され並列計算が容易になるなど開発事業者にとって利用環境が整っていること、③リソースを割いてこうした技術を改善し続けていることが指摘されました。このような事情を背景として、生成 AI 競争 DP では GPU の供給が需要に対して世界的に不足しており獲得競争の激化が指摘されていました⁸。

本報告書では、このような需要状況に変化が生じ始めており、GPU を含む計算資源を巡る事業者の取り組みについては、以下のように、生成 AI モデルの「学習段階」⁹と「推論段階」¹⁰で異なる状況が認められることが指摘されています。

「学習段階」では、膨大な計算量を処理する能力が必要であるため、並列処理に適している GPU が主流であり、その中でも開発環境等が充実している NVIDIA 製 GPU が引き続き競争市場において優位性を持つ可能性が高いと考えられます。

これに対して、「推論段階」では、効率的な推論を行うために高速かつ低消費電力で処理できる半導体チップが求められており、「学習段階」ほど膨大な計算量を処理する能力は必要ないといわれています。推論段階で使用する推論向け半導体チップについては、NVIDIA 製の半導体チップに加えて、ビッグテック企業、既存の半導体メーカー及びスタートアップ企業が開発する半導体チップも市場で注目を集めている一方で、NVIDIA も推論向け GPU を強化しており、競争が活発化している状況にあります。

⁶ 生成 AI 競争 DP4-5 頁

⁷ [Bruegel「COMPETITION IN GENERATIVE ARTIFICIAL INTELLIGENCE FOUNDATION MODELS」\(2023 年 6 月 18 日公表\)](#) 7 頁参照

⁸ 生成 AI 競争 DP5 頁

⁹ 生成 AI モデルが大量のデータを使って共通するルールや特徴を見つけ出し、それを基に適切な応答やコンテンツを生成できるようにするプロセスの段階

¹⁰ 「学習段階」を経たモデルが新たな入力データを解析し、学習時に獲得したパターンや知識を基に最適な応答やコンテンツを生成するプロセスの段階

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

イ データ

生成 AI モデルの開発においては、学習データを使用して事前学習を行う必要があります。特に、基盤モデルの開発には大量の学習データが必要になり、また、特定のタスク等に合わせた調整をするためには、追加の学習データを使用してファインチューニングを行う必要があります。

生成 AI 競争 DP では、海外を中心にデータ保有者と生成 AI モデル開発者との間で著作権侵害等を理由とした訴訟が提起されるなどの問題が生じていることや、学習に使用できる日本語データが相対的に少なく、豊富なデータ資源を保有するいわゆるビッグテック企業の優位性が相対的に弱まるため、日本語に特化した生成 AI モデルに関しては、国内事業者がビッグテック企業等よりも優れた言語モデルを開発できる可能性があることが指摘されていました¹¹。

本報告書では、このような学習用のデータに関して、ヒアリング等を踏まえ、下記の 5 点についてのアップデートを指摘しています。

第一に、生成 AI モデルの開発の各段階やその後の利用の際に必要なデータの量・質は、使用する場面や用途によって異なるということです。事前学習で使用するデータについては、言語構造や基礎知識を学習するために大量のデータが必要ですが、他方で、ファインチューニングの段階では、ユーザーの指示や質問に対する応答精度を高めるなどの目的に応じた高品質なデータが求められます。

第二に、公開情報の枯渇です。汎用型の大規模言語モデルの開発を行うためには大量のデータが必要であるところ、インターネット上のアクセス可能な質の高いデータの多くは、既に生成 AI の学習に利用されているため、今後、学習に利用できるオープンデータが枯渇する可能性が指摘されています。学習データの量的な不足を補完するために合成データ¹²が利用されるケースや、限られたデータを有効活用するために学習データの質の向上を図るケースも増えています。

第三に、データの偏在です。ビッグテック企業は、豊富な資金力を背景にデータを購入して学習に利用でき、また、自社が提供するサービスを通じて得られるデータを学習に利用できるため、競争上優位になるとの意見があります。他方で、各事業者は目的との関係に必要なデータが収集できればよく、オープンソースも利用可能であるなどデータ取得のハードルは低いいため、データの偏在が競争に与える影響は限定的であるといった意見も見られます。

第四に、日本語性能を重視したモデル開発における国内企業の優位性です。生成 AI における日本語の性能を高めるためには、日本語の文法や構文に特化した学習の必要があり、出力された日本語を正確な日本語へ修正できる点などが国内事業者の強みになるとの指摘もある一方で、日本語データの収集は海外事業者にとっても比較的容易との指摘や、学習データの日本語割合が低くても高い日本語性能が出せるため、国内企業の優位性には疑問があるという指摘も寄せられています。

¹¹ 生成 AI 競争 DP6-7 頁

¹² 合成データとは、コンピュータのアルゴリズムによって生成された、現実世界の実データに近い、人工のデータのことを指します。当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

上記のような状況を踏まえると、一部事業者からの意見でも指摘されていますが、今後は、ファインチューニングに必要な高品質データの確保の重要性が一層高まると考えられます。このような特定の目的のために有用なデータが、オープンソースではなく限定された事業者によって保有されている場合などには、そのようなデータの獲得を巡る競争が激化していくことが考えられます。

第五に、データ収集・利用における権利処理等が適切になされていることが新たな競争の軸となり得ること、日本は著作権法を含む法的枠組みにより良好なアクセス環境があることといった意見が寄せられています。

ウ 専門人材

研究者、エンジニア、データサイエンティスト、ガバナンス分野等の高度専門人材は、生成 AI モデルや生成 AI プロダクトの開発や応用に不可欠です。

生成 AI 競争 DP では、高度専門人材は限られており獲得が難しいこと、生成 AI モデルや生成 AI プロダクトの開発や応用においてボトルネックとなっていること、ビッグテック企業は、資金力や計算資源等の充実を背景に、高度専門人材の獲得競争において優位性を持っていること、これに対して、国内事業者が高度専門人材を獲得するハードルは高いことが指摘されていました¹³。

これに対し、本報告書では、例えば、独立して起業する例やビッグテック企業を離れ、スタートアップ企業に移籍する例などを踏まえ、ビッグテック企業が常に高度専門人材を独占しているわけではなく、高度専門人材の流動性は一定程度存在することが指摘されています。他方で、高度専門人材の流動性は主にビッグテック企業を中心に生じていると考えられ、国内事業者を含む全ての企業が同様にその恩恵を受けているわけではないといった指摘もありました。

(3)モデルレイヤー

モデルレイヤーは、クラウドサービス等を用いて膨大なデータを基に学習(事前学習)を行った生成 AI モデルの開発及び提供を行っている市場です。生成 AI モデルは主に、①テキスト生成、②画像(動画・3D モデル)生成、③音声生成に分類できますが、現状はこのうち①テキスト生成を行う大規模言語モデルの開発及び提供が主流です。

生成 AI 競争 DP においては、大規模言語モデルについて、現状はビッグテック企業等を中心とした開発競争が活発であり、他方で、国内でも日本語性の高いモデルを含め活発に開発されており、特定の業界や用途に特化したモデルや、軽量化したモデルの開発も進められていると指摘されています¹⁴。

本報告書では、生成 AI モデルに関して、ヒアリング等を踏まえたアップデートが行われています。

¹³ 生成 AI 競争 DP7 頁

¹⁴ 生成 AI 競争 DP8-9 頁

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ア 大規模言語モデル等に関する動向

現在、国内事業者も、汎用型の大規模言語モデルを開発していますが、開発には、計算資源への多額の投資、膨大なデータ収集、多くの高度専門人材、長期的な開発時間などが必要であるため、資本力や技術力の豊富なビッグテック企業等が有利といわれています。他方で、国内企業やスタートアップ企業等を中心に、他社が提供する基盤モデルを利用し、日本語性能などに特化する方法や、計算リソースの効率化や特定用途(医療、金融、法律、製造業など)に特化したモデルの開発によって、ビッグテック企業の汎用モデルとの差別化を図る事例が見られることが指摘されています。

このような状況を踏まえると、上記(2)イでの指摘ともあわせて、現在モデルレイヤーにおいて主流である汎用型モデル開発に加えて、今後は特化型モデルの開発についてもその重要性が高まることが考えられます。本報告書では、生成 AI モデルの開発レイヤーは、汎用型・特化型を一括りにまとめた構造で整理されていますが、将来的には、(汎用型)モデルレイヤーとアプリケーションレイヤーの中間的な位置に特化型モデルの開発レイヤーが位置づけられる形で、市場がより細分化されていく可能性が示唆されているようにも思われます。もっとも、紹介された事業者の意見のなかには、特化型モデルの開発においても、特化型モデルの能力は基盤モデルの能力に依存するため、いずれにせよ高性能な基盤モデルを保有するビッグテック企業が有利な立場にあるとするものもあり、いずれにしても、今後の動向への注視が必要と考えられます。

イ モデルの開発手法

例えば、携帯端末上などのリソース制約のある環境で生成 AI が十分に動作することを可能にするため、モデルの小型化や推論の効率化が求められる場合があり、こうした課題を解決するためのアプローチとして、「蒸留」と「Mixture of Expert(MoE)」がピックアップされています。

「蒸留」とは、事前学習済み生成 AI モデル(教師モデル)が学習した知識を、小型で効率的な別の生成 AI モデル(生徒モデル)に転送する手法を指します。生徒モデルは教師モデルと同等あるいはそれに近い性能を、低コストかつ高速な推論環境で実現できるという点にメリットがあるとされています。

「Mixture of Experts(MoE)」とは、1 つの巨大モデルを複数の「専門家(Expert)」と称するサブネットワークに分割し、各入力に対して最も適切な専門家を選択して出力を生成する手法で、生成 AI モデルの学習・推論に伴う計算コストを削減し、大規模化、省電力化、高速化を実現するものです。この仕組みにより、各「専門家」は入力の特定の領域や特徴に特化し、全体として高い表現力を保ちつつ計算量は抑えられるとされています。

(4)アプリケーションレイヤー

アプリケーションレイヤーは、生成 AI プロダクトの開発及び提供を行っている市場です。

本報告書では、生成 AI 競争 DP に引き続き、アプリケーションレイヤーにおいては、ビッグテック企業からスタートアップ企業まで、多様な事業者が様々な生成 AI プロダクトを提供しており、活発な競争が行われているこ

とが指摘されています。

また、アプリケーションレイヤーにおいては、生成 AI プロダクトについて、既存のデジタルサービス(検索サービス、オフィス生産性ソフトウェア、クラウドサービス、SNS、デジタル広告ツール等)と機能統合を行う動きが生まれており、提供するデジタルサービスを通じてそれぞれ特定の市場や分野で強固な地位を確立しているビッグテック企業は、それらのサービスと生成 AI プロダクトとの機能統合によって、既存のデジタルサービスの競争力を高め、その地位をより強化する可能性があります。

本報告書では、近年新たな技術として注目されている AI エージェント¹⁵についても言及されています。国内においても、AI エージェントに関連して業務効率化や新たなビジネスモデルの創出に向けた取組が広がっていることが指摘されており、新たな市場が創出される可能性があるという意見も取り上げられています。

以上のとおり、アプリケーションレイヤーについては生成 AI プロダクトとの機能統合により既存プレーヤーの地位がより強化される可能性を指摘しつつも、多様なプレーヤーによる競争や AI エージェントをはじめとする新規性の高いプロダクトの出現など、活発な競争環境が強調されています。

(5)小括

生成 AI 関連市場の構造が大枠として明らかにされたことについては、市場構造は当該市場における行為の有する市場閉鎖効果を検討する前提となるため、一定の意義を持つと言えます。他方で、各レイヤーにおける競争環境に関しては、一部具体的な指摘も見られる(例えば、有力な事業者の存在や、国内外の環境の差異など)ものの、競争状況の変化が急速かつ激しい市場であることから、現時点では明確な結論といえるような指摘はなされておらず、そのような意味で現段階での調査結果の限界も浮き彫りとなりました。引き続き、市場動向や競争環境の変化に注視・分析していくことが必要でしょう。

3. 生成 AI 関連市場の市場構造

生成 AI 競争 DP では、独占禁止法・競争政策上の論点として、①アクセス制限・他社排除、②自社優遇、③抱き合わせ、④生成 AI を用いた並行行為、及び⑤パートナーシップによる高度専門人材の獲得が指摘され、その概要が説明されています。本報告書では、これらの論点について、ヒアリング等も踏まえて以下のようにアップデートされ、考え方が整理されています。

(1)アクセス制限・他社排除

本報告書では、生成 AI 関連市場に関して想定されるアクセス制限について、具体的に二つの態様が指摘されています。

第一に、生成 AI モデルの開発においては、計算資源、データ、専門人材といったインフラストラクチャーが必要

¹⁵ 「特定の目的を達成するために環境を認識し、自律的に意思決定を行う AI システムのこと」(本報告書 27 頁注 30)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

であるところ、これらの市場において強固な地位を構築している企業が、これらのインフラストラクチャーを有しない事業者に対し、モデル開発に必要な計算資源等へのアクセスを制限する場合です。本報告書は、例えば、これらのアクセス制限により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれ(市場閉鎖効果)が生じるときには、独占禁止法上、不公正な取引方法・一般指定 14 項(競争者に対する取引妨害)等の問題が生じ得ると指摘しています。

第二に、モバイル OS 市場において有力な立場にある事業者が、スマートフォン上で機能する生成 AI モデルや生成 AI プロダクトにおいて競合する他の事業者に対して API 接続の制限等を行うことによって、自社の生成 AI モデルや生成 AI プロダクトはアクセスできる自社モバイル OS を介したスマートフォンの機能へのアクセスを制限する場合です。公正取引委員会が 2023 年 2 月に公表した「モバイル OS 等に関する実態調査報告書」¹⁶において議論されている内容が、生成 AI 関連市場においても同様に妥当すると考えられますが、言い換えると、このようなアクセス制限に関する独占禁止法上の考え方自体は、必ずしも生成 AI に固有のものではないといえます。既に、グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクに関する企業結合審査¹⁷のように、スマートフォン用 OS 提供事業者が、スマートフォン関連商品の OS との接続性について差別的取扱いを行うことによる市場閉鎖効果を検討した事例も存在しており、アクセス制限による他社排除に関しては一定の実務の蓄積があると考えられるため、この類型は、公取委による執行になじみやすいとも考えられるところです。

(2)抱き合わせ

本報告書では、生成 AI 関連市場に関して想定される抱き合わせについて、特定のデジタルサービス提供事業者が、当該デジタルサービスに生成 AI モデルを統合して利用者に提供することは、当該デジタルサービス市場における地位等によっては、生成 AI モデル市場における既存の競争者の事業活動を阻害したり、参入障壁を高めたりするような状況等をもたらす可能性があるとしており、このような抱き合わせに関する独占禁止法上の考え方としては、(1)のアクセス制限・他社排除と同様の極めて一般的な考え方を提示しています。

この点に関する事業者からの意見として紹介されているものの中には、デジタルサービスと生成 AI モデルが別の製品と言えないのではないかというもの、つまり生成 AI モデルが「他の商品」(不公正な取引方法・一般指定 10 項)への該当性に疑問を呈する意見があります。「他の商品」と言えるか否かについては、組み合わせられた商品がそれぞれ独自性を有し、独立して取引の対象とされているか否かという観点から判断されますが、デジタルサービスの中にはあくまで拡張機能として生成 AI を組み込んでいるものも多く、そもそも生成 AI モデルが「他の商品」とは認められないデジタルサービスも多いと考えられます。

¹⁶ (令和 5 年 2 月 9 日)モバイル OS 等に関する実態調査報告書について | 公正取引委員会

¹⁷ (令和 3 年 1 月 14 日)グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について | 公正取引委員会

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

また、本報告書においては明示的に指摘はされていませんが、生成 AI 関連市場における抱き合わせについては、本報告書が提示するアプリケーションレイヤーにおける抱き合わせの他にも、たとえば、インフラストラクチャーレイヤーにおいて、計算資源について有力な地位にある事業者が、計算資源の販売において、生成 AI モデルの開発ソフトウェアを抱き合わせる場合なども論点になると考えられるところです。

(3)その他の論点(自社優遇・並行行為・高度専門人材の獲得)

生成 AI 競争 DP では、自社優遇の具体例として、①生成 AI モデル市場において有力な事業者が、推論結果において、自社が提供する商品やサービスが他の商品やサービスと比べて有利に出現するように当該生成 AI モデルを開発する場合、②生成 AI モデルのプラットフォームを提供する有力な事業者が、自社の生成 AI モデルを当該プラットフォームにおいて提供する場合に、当該プラットフォーム上において、自社の生成 AI モデルについて表示位置を訴求しやすい位置に表示するなど、他の競合する生成 AI モデルと比べて有利に取り扱う場合が指摘されています。

並行行為の具体例としては、生成 AI プロダクトの利用者が同一の生成 AI モデルを採用したアプリケーション等を活用して事業活動を行った結果、基礎となるデータやアルゴリズムが一致することにより、当該利用者の価格戦略、生産目標等が類似する場合が指摘されています。

また、高度専門人材の獲得については、パートナーシップを締結することによって、研究ノウハウを集積している競争事業者の幹部職員や有力なスタートアップ事業者の職員を、部署やチーム単位で自社に採用する行為は、実質的に事業譲渡と同様の効果を生じさせる場合が指摘されています。

本報告書においては、上記のような自社優遇・並行行為・高度専門人材の獲得の事例を特に懸念する意見は寄せられていません。上記各行為は必ずしも生成 AI 関連市場に固有の問題ではなく、従来の、AI 市場やデジタル・プラットフォーム事業者における競争法上の議論の延長線上で整理し得るとも考えられますが、このような状況を踏まえると、上記の各事例について、公取委が直ちに重点的な執行分野として注力していく可能性は、必ずしも高いとは言えないとも考えられます^{18,19}。

4. まとめ

本報告書は、現時点での生成 AI 関連市場の構造や競争環境を整理するため、生成 AI 競争 DP の内容をベースに、ヒアリング等の結果を踏まえてレイヤーごとに競争状況を概観し、生成 AI 関連市場における独占禁止法上・競争政策上の論点・考え方を示しています。本報告書で示された競争環境は、生成 AI 市場における競争法上の

¹⁸ AI エージェントの登場・普及に伴って AI を用いた並行行為に関する議論にどのような影響が生じるのかについては別途検討を要するとも考えられますが、本報告書では、この点には言及されていません。

¹⁹ なお、自社優遇に関しては、既に公取委による執行事例が存在するほか、2025 年 12 月 18 日より施行が予定されている「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」においても禁止行為として定められているため、生成 AI に限られない一般論としては、公取委の注力分野であると考えられます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

問題点を分析・検討するにあたって重要な出発点になると考えられますが、本報告書は具体的な結論までを指摘するものではなく、実際に、具体的な行為が競争法上の問題を有するものであるかどうかについては個別事案に照らした慎重な検討が必要になります。

本報告書で整理された独占禁止法上・競争政策上の論点・考え方には、必ずしも生成 AI に固有のものではなく、従来の競争法上の議論や整理を生成 AI 関連市場に適用したと考えられるものや、従来の議論の延長上にあるものも多いと思われます。もっとも、「Ver.1.0」と銘打たれているとおり、公取委は今後も引き続き生成 AI 関連市場の実態調査を継続し、本報告書をアップデートしていくことが想定されます。生成 AI 関連市場は、日々、市場構造に影響を与え得る変化や技術革新が起きており、今後も市場環境が大きく変化する可能性があることから、今後の市場の動向に基づく本報告書のアップデートにおいて、新規の論点及び公取委の考え方が示される可能性も十分にありますので、引き続き注目していくことが重要です。

Ⅱ. オーストラリアの新たな企業結合制度について

(藤田、富永、小林)

1. はじめに

2026年1月1日から、オーストラリアにおける企業結合届出に関して、新たな制度における届出が必要となります。従前、義務的な届出制度が存在せず、任意の手続が存在するに留まっていたオーストラリアにおいて、一定の企業結合について事前届出義務が課されるようになったことは、今後のM&A取引(特に当事会社がオーストラリアに一定のプレゼンスを有する取引)のスケジュール等に少なからぬ影響を与えることが予想されます。

さらに、2025年7月1日から2025年12月31日までの期間は新制度への移行期間とされており、企業は自主的に新制度の下での届出を行うことができるようになっています。移行期間においては、各企業が関与しているM&A取引のスケジュール等に鑑み、現行制度及び新制度の手続のいずれを利用するか、適切に選択することが必要となっており、現在まさに進行しているM&A取引について検討する際にも留意を要するものと考えられます。

本稿では、オーストラリアにおける新たな企業結合規制のポイントについて、移行期間における留意点も交えて概説します。

2. 新制度における義務的届出

(1)届出基準

ア 届出の対象となる取引類型

届出の対象となる取引は、株式取得及び資産取得とされており、これらの取引を行う際には下記の届出基準に該当しないか検討する必要があります。なお、オーストラリア国外の企業同士の取引であっても、下記の基準を満たす場合は届出の対象となることに注意が必要です。

イ 届出基準の概要

取引が①当事会社の売上高等が閾値を満たすこと、②「支配」権の取得を伴うこと、及び③オーストラリアとの関連性を有すること、という大要3つの基準を満たした場合、義務的な届出が必要となります。各基準の概要は下表のとおりです。

① 売上高等の閾値を満たすこと	
企業グループの拡大をもたらす買収	大規模企業グループによる買収
・買収会社グループ(下記ウ参照)と対象会社グループ(下記ウ参照)のオーストラリアにおける売上高の合計が 200 百万豪ドル以上であり、かつ ・以下(i)～(iii)のいずれかを満たすもの (i) 対象会社グループのオーストラリアにおける売上高が 50 百万豪ドル以上 (ii) 当該買収の取引価額(国内外問わず)が 250 百万豪ドル以上 (iii) 対象会社グループのオーストラリアにおける売上高及び過去 3 年間に買収会社グループが取得した「類似の会社」(下記エ参照)のオーストラリアにおける売上高の累計が 50 百万豪ドル以上	・買収会社グループのオーストラリアにおける売上高が 500 百万豪ドル以上であり、かつ ・以下(i)(ii)のいずれかを満たすもの (i) 対象会社グループのオーストラリアにおける売上高が 10 百万豪ドル以上 (ii) 対象会社グループのオーストラリアにおける売上高及び過去 3 年間に買収会社グループが取得した「類似の会社」のオーストラリアにおける売上高の累計が 10 百万豪ドル以上
② 「支配」権の取得を伴うこと	
「支配」:対象会社の財務及び運営方針に関する意思決定の結果を決定する能力(オーストラリア会社法 50AA 条) ・買収会社の完全子会社等との共同での支配や特別目的会社を通じた間接的な支配も含まれる。 ・第三者と共同して対象会社の財務及び運営方針に関する意思決定の結果を決定する能力を有するからといって、直ちに支配権を有するとは認められない。 ・上場会社や株主が 50 名を超える非上場会社等の対象会社の株式取得のうち、買収会社が保有するに至る対象会社の議決権比率が 20%以下にとどまる場合には、届出不要。	
③ オーストラリアと関連性を有すること	
以下の場合に、株式取得や資産取得がオーストラリアと関連するとみなされる。 ・株式取得の場合、対象会社がオーストラリアで事業を行っていること ・資産取得の場合、対象資産がオーストラリアで行われる事業に使用されていること、又はその事業の一部を構成していること	

ウ 検討対象となる会社グループ及び売上高の範囲

売上高の閾値を検討する際には、買収会社及び対象会社単体の売上高だけではなく、買収会社グループ及び対象会社グループ全体の売上高を含める必要があります。また、資産取得の場合、原則として対象資産に帰する

ことができる売上高が閾値の検討対象となります。検討対象となる会社グループ及び売上高の範囲は下表のとおりです。

	買収会社グループ	対象会社グループ
会社グループ及び 売上高の範囲	買収会社及び以下いずれかに該当する会社 (i) 買収会社の持株会社、子会社、共通の持株会社の子会社という関係にある会社 (ii) 支配又は被支配関係にある会社(「支配」の意義については、上記イ参照) (iii) 共通の第三者により支配される関係にある会社	<u>株式取得の場合</u> 対象会社及び以下いずれかに該当する会社(但し、直接又は間接に取得の対象となるものに限られる。) (i) 対象会社の持株会社、子会社、共通の持株会社の子会社という関係にある会社 (ii) 支配又は被支配関係にある会社(「支配」の意義については、上記イ参照) (iii) 共通の第三者により支配される関係にある会社 <u>資産取得の場合</u> ・対象資産に帰することができる対象会社のオーストラリアにおける売上高 ・売上を対象資産に帰することが合理的に可能でない場合は、対象資産の市場価値の 20%

エ 漸進的・連続的買収に対応する届出基準

上記イに記載しているとおり、売上高の閾値には、対象会社グループのオーストラリアにおける売上高と、買収会社グループがその株式又は資産を過去 3 年間に取得した「類似の会社」のオーストラリアにおける売上高を合算するものが含まれています。したがって、対象会社グループの売上高のみでは届出基準を満たさない取引でも、買収会社グループが過去に取得した会社の売上高次第では当該取引が届出基準を満たすことになる可能性がある点に注意が必要となり、同種の事業を営む対象会社を連続して買収することで規模の拡大を企図する事業者は特に留意を要するといえます。

上記の「類似の会社」とは、対象となる取引に係る対象会社と同一、代替可能、その他対象会社と競合関係にある商品役務(この該当性の判断において、地理的要素・限界は考慮されません。)を供給し又は供給を受けている会社を指します。なお、「類似の会社」に該当するものであっても、①当該会社の取得に係る取引について届出を行ったもの(但し、過去に別の取引において、当該取引を考慮して漸進的・連続的買収に対応する届出基準を満た

したことを理由に届出を行った場合は除く。)、②当該「類似の会社」の売上高が、当該取引の時点において 2 百万豪ドル未満にとどまっていたもの、③オーストラリアと関連性を有しないものであった場合には、合算の対象から除外されるものとされています。

また、計画された取引の対象会社グループの売上高が 2 百万豪ドル未満の場合には、そもそも漸進的・連続的買収に対応する届出基準自体が適用されないものと定められています。

オ 適用除外等

上記の届出基準を満たす株式取得や資産取得であっても、大要、グループ内での組織再編や一定の種類の土地取得(住宅開発目的によるものを含む。)等、一定の取引は適用除外の対象とされています。

なお、新制度において届出が必要とならない取引であっても、現行法における「競争を実質的に制限する企業結合の禁止(Prohibition of acquisitions that would result in a substantial lessening of competition)」「(2010 年競争・消費者法 50 条)の適用対象にはなるため、新制度下で届出義務がない場合でも、当該取引の競争に与える影響によっては、自主的にオーストラリア競争・消費者委員会(以下、「ACCC」といいます。)に対する届出を行うことも考えられます。

また、義務的な届出の対象となる取引の類型は、オーストラリア政府の所轄大臣が指定できるものとされており、2010 年競争・消費者法においては届出義務が明示されていない取引であっても、同法上、届出義務が課される余地が残されています。

(2)届出免除制度

2026 年 1 月 1 日以降、当事会社は届出義務を免除するよう申請ができるものとされる届出免除制度が設けられることとなっており、免除が認められた場合には、届出基準を満たす取引であっても届出は不要とされます。この制度は未だ詳細が発表されていませんが、今後のアップデートは注目に値します。

(3)罰則

届出基準を満たすにもかかわらず届出を怠った場合や ACCC の承認を得る前に取引を進めた場合等には、下記のような課徴金が課される可能性があります。また、課徴金の他にも、取引自体が差し止められたり、完了後に一定の措置を命じられたりする可能性もあります。届出要否を検討する際には、こうしたリスクにも留意する必要があります。

個人に対する罰則	法人に対する罰則
最大 2.5 百万豪ドル	以下のいずれか大きい金額： ・50 百万豪ドル ・法人が直接若しくは間接に得た利益のうち、違反行為に合理的に帰することができるものの金額の 3 倍、又は ・上記の利益の金額が容易に計算できない場合、その行為若しくは不作為に関する違反期間中の、当該法人の調整後の売上高の 30%。

3. 新制度の審査プロセス

(1) タイムライン

新制度における審査プロセスの大まかなタイムラインは、下図のようなものになるとされています。下図に記載のとおり、第一次審査において、ACCC が承認を行うことができる最も早いタイミングは、届出日から 15 営業日後となります。

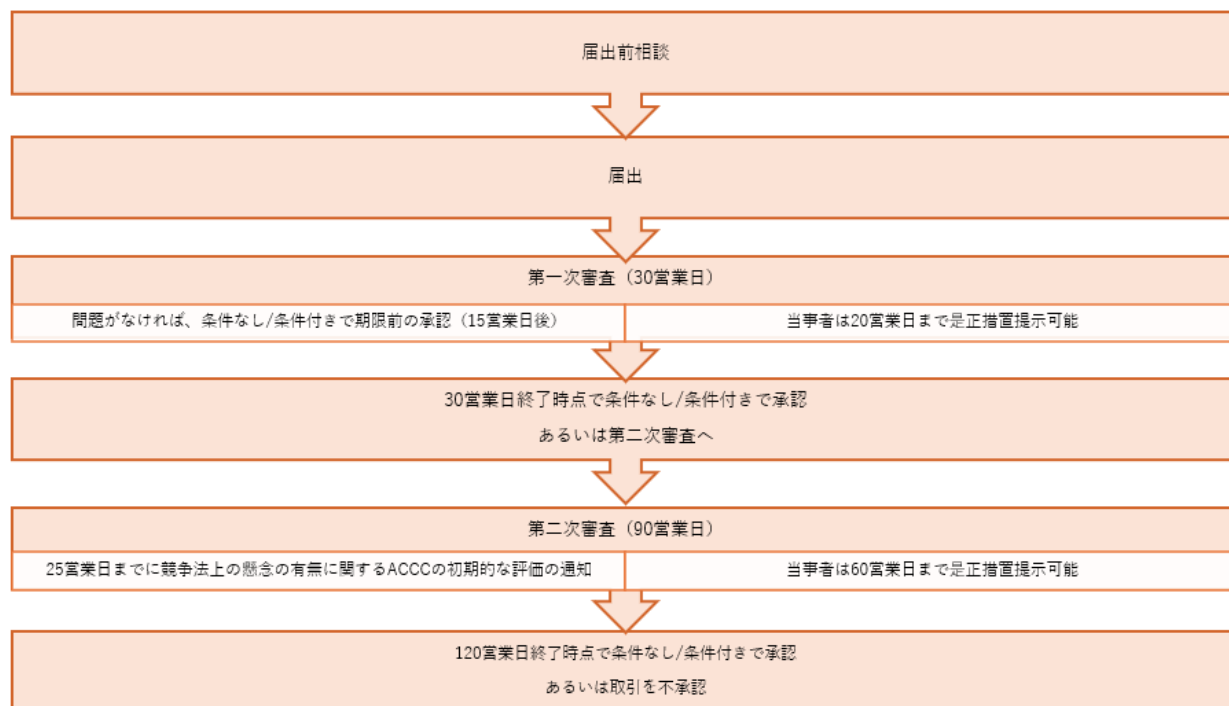
なお、当事会社は、ACCC の承認後、少なくとも 14 暦日²⁰が経過するまでは取引を完了してはならないとされています。したがって、当事会社が取引を実行できるのは、有効な届出がなされてから最短で約 5 週間後となります。

また、ACCC による承認は承認後 12 か月間のみ有効とされているため、当事会社は、再度の届出を行うことなく取引を実行するためには、この期間中に取引を完了させる必要があることにも留意する必要があります。

²⁰ この期間は、ACCC の決定に関して、当事会社や適格を有する第三者がオーストラリア競争審判所に審査を求めることができる期間です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.



(2)ファイリングフィー

届出にあたっては、下表に記載のファイリングフィーを支払う必要があります。なお、当事会社は審査段階ごとにそれぞれのファイリングフィーを支払わなければならないとされています(例えば、第二次審査に進んだ場合は、第一次審査及び第二次審査分のファイリングフィーを支払うこととなります。)

審査段階	手数料
届出免除制度	8,300 豪ドル
第一次審査	56,800 豪ドル
第二次審査	
取引価格が 50 百万豪ドル以下の場合	475,000 豪ドル
取引価格が 50 百万豪ドルより大きく 10 億豪ドル以下の場合	855,000 豪ドル
取引価格が 10 億豪ドルを超える場合	1,595,000 豪ドル
※取引価格:取得した株式/資産の市場価値と、取得の対価のいずれか高い方	

(3)届出書・添付書類

届出書には、簡易届出書式(short notification form)と通常届出書式(long notification form)の 2

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

種類が存在します。どちらの書式でも、一定の主要な競業者・顧客等の情報、市場シェアに関する情報、取引関係書類、財務書類等、一定の情報・資料を届出にあたって提出する必要があります。また、通常届出書式の場合には、これらに加えて、取引の評価又は分析に関する取締役会文書、関連する商品役務に関して、競争状況、市場状況、市場シェア、競合他社、又は当事会社の事業計画を記述又は分析する取締役会文書、当事会社が関連する商品役務に関する自社及び競業者の市場シェアを推定又は分析するために使用した第三者のデータセットやレポート等の情報・資料も求められます。

通常届出書式を利用した届出が必要になるか、それとも簡易届出書式を利用した届出で足りるかは、競争上の懸念によって判断されます。具体的には、下表のような場合には、通常届出書式での届出が必要であるとされています。

水平型企業結合	垂直型企業結合	混合型企業結合	その他
当事会社が同一市場で商品役務を供給しているか、又は供給する可能性があり、取引後の合計推定市場シェアが以下のとおりである場合： ・40%以上であり、取引による増加が2%以上である場合又は ・20%以上40%未満であり、取引による増加が5%以上である場合。	一方当事会社が、他の当事会社が商品役務を供給する市場の上流又は下流に位置する市場で商品役務を供給し、両当事会社がそれぞれの当該上流・下流市場において30%以上の市場シェアを有する場合	両当事会社が隣接する商品役務(すなわち、類似の顧客を対象としている、一緒に購入・供給され得る等、何らかの関係性がある商品役務)を供給しており、当事会社のいずれかが30%以上の推定市場シェアを有する場合	左記の基準を満たさない場合でも、例えば下記の場合においては、通常届出書式が適切とされる可能性がある。 ・競争を活発かつ有効に行っている事業者による取引 ・当事会社がいずれも商品を共有している又は供給する可能性のある市場において、重要な製品を開発している事業者の買収

4. 移行期間における留意点

(1) 移行期間に利用できる制度

新制度は2026年1月1日より施行され、この日以降は新制度に基づく届出のみが認められることとなります。ただし、ACCCは2025年7月1日から2025年12月31日までの期間を移行期間としており、この間は新制度による届出と現行制度の非公式審査のどちらも利用することが可能となっています。もっとも、現行制度には有効に当該制度を利用できる期限があるところ、移行期間においてどの制度を利用すべきか検討するに

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

あたっては、その点に留意する必要があります²¹。

ア 移行期間における新制度の利用

まず、2025年7月1日以降は、新制度による届出を自主的に行うことができます。下記のとおり現行制度の非公式審査には期限が定められていることから、期限内に現行制度による非公式審査を完了する見込みが低い場合には、新制度による届出を行うことを検討する必要があると考えられます。なお、移行期間中に新制度による届出を行った場合には、2026年1月1日以降に改めて届出を行う必要はありません。

イ 移行期間における現行制度の利用

移行期間においては、現行制度である非公式審査を利用することもできます。非公式審査は2025年12月31日まで利用可能ですが、同日までに取引に関する承認を得られなかった場合には、当該取引が新制度における届出基準を満たす限りにおいて、(届出が免除されない限り)2026年1月1日以降、改めて新制度による届出を行う必要があります。そのため、非公式審査の利用を検討されている場合は、同日までに承認を得られるよう、早急に当局への接触を開始することが望ましいと考えられます。なお、ACCCは、2025年10月より前に届出を行うことができなかった場合、新制度を利用することを推奨しています。

2025年7月1日から2025年12月31日までの間にACCCから承認を得た場合、当該承認は承認を得た日から12か月間有効となり、当該期間中に取引が完了する場合は、2026年1月1日以降に改めて新制度による届出を行う必要はありません。

なお、2025年6月30日までに非公式審査が完了した取引に関しては、2025年12月31日までに当該取引が完了する場合は新制度において再度の届出を行う必要はないとされています。それに対して、同日までに取引が完了しない場合は、ACCCに対して、非公式審査の更新審査を求めることができます。もし2025年12月31日までに更新審査が完了せず、取引が新制度における届出基準を満たす場合、(届出が免除されない限り)新制度における届出が必要となります。したがって、非公式審査の対象となり、2025年6月30日までに当該審査が完了した取引が、2026年1月1日以降に実行される可能性がある場合、早急に更新審査の申請を検討することが望ましいと考えられます²²。

(2)採り得る選択肢のまとめ

移行期間における企業結合の手続の概要は上記のとおりですが、具体的な場合ごとに採り得る選択肢をまとめると以下のとおりです。

²¹ なお、非公式審査においてはファイリングフィーの支払いが不要であるのに対して、新制度においては、上記3.(2)に記載のとおり一定のファイリングフィーが必要となる点に留意されたい。

²² この点に関して、ACCCは、遅くとも2025年10月上旬までに更新審査の申請を行うことを推奨しています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

ア 2025 年 7 月 1 日の時点で非公式審査が継続している場合

2025 年 12 月 31 日までに承認を受け、承認を受けてから 12 か月以内に取引を実行可能な場合	追加の対応不要
2025 年 12 月 31 日までに承認を得られない可能性がある場合又は取引が承認を受けてから 12 か月以上後に実行される可能性がある場合	新制度による届出を検討する必要あり

イ 2025 年 7 月 1 日より前に非公式審査が完了している場合

2025 年 12 月 31 日までに取引を実行可能な場合	追加の対応不要
2025 年 12 月 31 日までに取引を実行できない可能性がある場合	更新審査の申請を検討する余地あり(早急に申請することが望ましい。)。もし更新審査が 2025 年 12 月 31 日までに完了せず、取引が新制度において届出基準を満たす場合、新制度における届出が必要

ウ 現段階ではいずれの手続も行っていない場合

遅くとも 2025 年 9 月 30 日までに非公式審査の申請を行える見込みがあり、承認を受けてから 12 か月以内に取引を実行可能な場合	非公式審査による承認の取得を検討する余地あり
2025 年 9 月 30 日までに非公式審査の申請を行うことが難しい場合	新制度による届出を検討する必要あり

5. おわりに

オーストラリアにおける新たな企業結合制度は、移行期間が開始されたばかりであり、2026 年 1 月 1 日の施行後における具体的な審査プロセス等については今後の実務の蓄積が待たれるところです。

もっとも、届出基準が明確に示されたところ、取引実行が 2026 年 1 月 1 日以降になることが見込まれる M&A 取引においては、オーストラリアでの届出要否の検討を行い、届出基準を満たす場合には、現行制度に基づく非公式審査を利用するか、新制度に基づく届出準備を進めるか、その判断が必要となります。その検討にあ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

たつては、本稿で紹介した新制度の概略を把握しつつ、競争法弁護士と連携の上で、M&A 取引検討の初期段階において適切な判断を行うことが重要であるといえます。